

平成 26 年度事業報告(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉制度をめぐる動向

いわゆる「内部留保」および介護・保育サービス供給主体間の「イコルフットィング」に端を発した社会福祉法人の経営をめぐる一連の指摘については、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立」として、情報開示や経営管理体制の強化、内部留保の明確化、社会貢献活動の義務化等が掲げられた。

また、厚生労働省「社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会」は、平成 26 年 7 月 4 日に報告をとりまとめ、社会福祉法人制度の見直しについて、①地域における公益的な活動の推進、②法人組織の体制強化、③法人の規模拡大・協働化、④法人運営の透明性の確保、⑤法人の監督の見直しの 5 つの論点を示し、現状認識と必要な取り組みの方向性を示した。

これを受け、平成 26 年 8 月より、社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度見直しの具体的な方向性と内容に関する検討が開始され、平成 27 年 2 月に「社会福祉法人制度改革について」と題する報告書を取りまとめた。なお、同部会においては、福祉人材確保専門委員会を設け、厚生労働省「福祉人材確保対策検討会」の検討結果を受けて、介護人材等の確保方策に関する検討を行い、同じく 2 月に報告書「2025 年に向けた介護人材の確保」を取りまとめた。これらの報告を踏まえ、社会福祉法人制度改革と介護・福祉人材確保の促進を柱とする「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第 189 回通常国会に提出されることとなった。

社会福祉法人税制をめぐるっては、政府税制調査会ならびに自民党税制調査会において、介護事業に対する法人税課税や軽減税率・みなし寄附金制度の見直しが論議された。本会では、都道府県・指定都市社協、種別協議会等と連携し、社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持に向けて一斉陳情等を行い、「平成 27 年度税制改正大綱」においては、「引き続き検討」とされた。

生活困窮者自立支援制度については、平成 27 年 4 月の本格実施に向けて各地でモデル事業が実施されるとともに、同事業に従事する相談員等の養成に向けた研修が進められた。また、同制度の関連予算として、平成 27 年度予算において総額 500 億円が確保されることとなった。

介護保険制度については、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が実情に応じて実施する地域支援事業へ移行（平成 29 年度末まで）することとなった。また、介護報酬については、処遇改善加算が増額されたものの全体で△2.27%の改定となり、9年ぶりのマイナス改定となった。

子ども・子育て支援新制度については、幼保連携型認定こども園の設置・運営等に関する基準や施設型給付等の公定価格の告示など、平成 27 年度の施行に向けた準備が進められるとともに、平成 27 年 10 月に予定されていた消費税率 10%への再増税が延期されるなか、量の拡充・質の改善に向けて平成 27 年度予算において 0.5 兆円が確保された。

障害福祉分野については、障害者差別解消法に基づく基本方針の策定や障害者総合支援法の見直しに向けた論点整理が進められた。また、障害福祉サービス等報酬は±0%改定となった。

東日本大震災被災地等の状況

東日本大震災被災地の復興は徐々に進んでいるものの、復興庁「復興の現状」（平成 27 年 3 月 10 日）によれば、平成 27 年 1 月現在、全国の避難者数は約 23 万人、仮設住宅への入居者数は約 8 万 3 千人（約 3 万 9,000 戸）と、依然として多くの人びとが避難生活を送っている。

長引く避難生活の中では、孤立防止、心のケア、生きがいがづくりが課題となっており、生活支援相談員や介護等のサポート拠点の活動による見守りや相談への対応、交流の促進をはじめ、被災地の社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設による被災者支援活動が継続して行われている。

阪神・淡路大震災等の大規模災害被災地の福祉関係者の経験を踏まえれば、恒久住宅への転居が本格化する中では、くらしの場が変わることで不安や孤独感の高まり、生活意欲の低下等に起因する日常生活上のリスクを抱える人びとの支援が重要であり、今後も被災者の生活支援活動の推進、支援に関する取り組みが必要とされる状況にある。

また、平成 26 年 7 月の台風 11 号・12 号や 8 月の豪雨による災害は、近畿、中国、四国を中心とした広い地域に大きな被害をもたらし、とくに広島県広島市の土砂災害による人的被害は甚大なものとなった（死者 74 名、負傷者 44 名）。

これら洪水や土砂災害の被災地では、多くのボランティアが被災者の生活環境の復旧等に協力し、その様子が大きく報道された。

【重点事業の実施状況】

I. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 社会福祉制度・政策等に関する積極的な提言・要望活動の展開

- 政策委員会において、社会保障制度改革、社会福祉制度拡充のための国・地方の財源確保、地域における生活困窮者支援・セーフティネット等の拡充等を柱とした「平成 27 年度社会福祉予算等に関する重点要望書」をとりまとめ、平成 26 年 5 月に厚生労働大臣等に対し要望を行った。平成 27 年度から本格実施される生活困窮者自立支援制度の着実な実施に向けて、同年 8 月に「平成 27 年度生活困窮者自立支援制度等の予算確保に関する要望書」を厚生労働大臣等に提出し、平成 27 年度予算において総額 500 億円の所要額が確保された。
- また、政府税制調査会において、社会福祉法人が行う介護保険事業への課税、軽減税率およびみなし寄附金制度の適用の見直しについて検討されたことを受けて、本会では一連の動きを社会福祉法人制度の根幹を揺るがす事態として捉え、現行制度維持に向けた論点を整理し、「社会福祉法人への短絡的な課税に反論」（8 月）、「社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持してください」（9 月）をそれぞれとりまとめ、都道府県・指定都市社協、各種別協議会等と連携し、平成 26 年 10 月に 150 名を超える国会議員に対して一斉陳情を行った。その結果、平成 27 年度税制改正大綱においては「引き続き検討」をされた。
- 社会福祉法人制度改革にかかる議論に対応し、「社会福祉法人制度の見直し検討に関する意見書」を平成 27 年 1 月に厚生労働省に提出し、社会福祉法人の自主性・自律性の尊重を基調とするよう提言した。

2. 社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる基本課題の検討、あり方提示

- 「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（厚生労働省）、続く社会保障審議会福祉部会における社会福祉法人制度改革に向けた検討に際して、全国社会福祉法人経営者協議会（以下、「全国経営協」）をはじめ種別協議会等と連携し、社会福祉法人の今日的な役割や課題、制度見直しの論点整理に関する議論ならびに検討会報告書のとりまとめに参画し、意見表明を重ねてきた。

- 財務諸表等の情報開示については、社会福祉法人への正しい理解と支持の促進を目的に、平成 26 年 4 月に「社会福祉法人経営セミナー」（社会福祉施設協議会連絡会主催）を全国 4 か所で開催し、社会福祉法人をめぐる種々の指摘の背景や情報公開の実務の理解促進を図った（651 法人・927 名参加）。
- 同年 7 月には同連絡会が情報公開に関するパンフレット（「社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化されました」）を作成し、連絡会構成団体である全国経営協、各種別協議会および団体連絡協議会の会員法人・施設への提供を通じ情報公開の取り組みの促進を図った。また、全国経営協では、会員法人情報公開ページによる各法人の情報公開・発信支援に継続して取り組み、各種別協議会も会員施設・事業所に対する啓発および情報提供に取り組んだ。
- 社会福祉法人による「地域における公益的な活動」の実践促進については、同連絡会「調査研究部会」により施設・事業種別を横断した取り組みを進めることとしている。その取り組みの第一歩として、9 月に地域における公益的な活動に関するパンフレット（「社会福祉法人であることの自覚と実践」）を作成し、同連絡会の構成団体における会員法人・施設への配布等を通じ、社会的な評価に堪えうる社会福祉法人としての公益性の発揮に向けた取り組みの促進を図った。
- また、社協・生活支援活動強化方針の具体化の面からも社協と社会福祉法人・施設との協働による公益的な活動を推進するために、地域福祉推進委員会において「市区町村社協と社会福祉法人・施設との協働による地域の公益的な活動の推進—その考え方と取り組み方針」のとりまとめを進めた。また、政策委員会において、各地の実践をもとに、「社会福祉法人による地域での公益活動～「全社協 福祉ビジョン 2011」実践事例集 vol.3」を作成した。

3. 次世代育成支援施策、児童福祉制度拡充への取り組み

- 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた対応として、全国保育協議会（以下、「全保協」）において国の「子ども・子育て会議」に参画し、同制度が子どもの育ちと子育て支援の充実および保育の質の一層の向上につながるものとなるよう所要の取り組みを進めた。
- また、保育三団体協議会と本会・児童福祉施設関係種別協議会が連携し、「子ども・子育て支援新制度の確実な財源確保について」と題した意見書を提出し、保育・子育て・社会的養護を包含した児童福祉の観点からの意見表明を行った。

- 「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年／社会保障審議会児童部会）に示された家庭的養護、小規模化の実現に向けて、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会において、それぞれ特別委員会等を設置・検討し、今後の方向性等に関する報告をとりまとめた。

4. 新たな障害保健福祉施策への対応

- 平成 27 年 4 月の障害福祉サービス等報酬改定に対しては、本改定が利用者および支援施設・事業者に資するサービス向上につながるよう、厚生労働省の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」のヒアリングにおける要望・提出等、全国社会就労センター協議会（以下、「セルフ協」）ならびに全国身体障害者施設協議会（以下、「身障協」）において、所要の対応を進め、結果±0%改定となった。
- 優先調達推進法による官公需の受注拡大に向けては、セルフ協および日本セルフセンターにおいて 6 月 27 日を「優先調達推進の日」とし、各自治体における法の理解や発注促進するためのキャンペーン活動を展開した。本活動は約 300 か所の自治体に対して行われ、今後の発注に結びつく反応が得られるなど、受注拡大につながる効果を確認できた。
- また、障害者権利条約の批准に伴う障害者差別解消法の基本方針、厚労省が改定した「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」など、障害者の権利擁護に関する政策動向等について、関係種別協議会における研修会や広報誌等によって広く情報共有と理解促進を図った。

5. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組み

- 平成 27 年 4 月の介護報酬改定に向けては、介護サービスの質の低下を招くことのないよう、社会保障審議会介護給付費分科会での検討に際し、同委員と連携して必要な対応を図るとともに、全国経営協を中心に意見表明・要望を行った。
- 介護保険制度の見直しによる新たな地域支援事業の構築に向けては、介護予防・生活支援サービスにおける住民主体の活動の普及に対する支援の強化および自治体の理解の一層の促進が図られるよう、本会を含む助け合い活動団体（14 団体）による「新・地域支援構想会議」において「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案」に対する意見を提出し、基本的な考え方への反映等の成果をあげることができた。

- また、「高齢者の生活を支えるネットワークセミナー」の企画・開催に際して、企画会議を開催し、地域包括ケア体制の構築に向けた関係者の連携・協働を図るとともに、住民の主体形成への働きかけや、地域づくりや生活支援の活動への参加促進に関する検討等を進めた。

6. 「全社協福祉ビジョン 2011」具体化に向けた取り組みの推進

- 「全社協福祉ビジョン 2011」策定後の政策動向および今日的課題を踏まえ、全社協の各構成組織が共有すべき重点課題について、「福祉ビジョン第 2 次行動方針」をとりまとめ、各構成組織に周知し、各地域での取り組み促進を図った。
- また、「福祉ビジョン実践推進事業」（平成 25 年 8 月～平成 26 年 7 月）の報告を政策委員会幹事会において受け、事業の成果等の確認を行った。

秋田県社協：生活困窮者等の社会参加および就労支援等モデル事業

大阪府社協：生活困窮者への総合生活相談における地域連携事業

島根県社協：浜田市域における入居債務保証支援モデル事業

Ⅱ. 生活困窮者に対する支援の強化

1. 生活福祉資金貸付制度、運用の改善

(1) 生活困窮者支援制度との連携を含む貸付事業の改善

- 「生活福祉資金に関する検討会」（都道府県社協の委員および厚生労働省、本会）において、生活困窮者自立支援制度との連携、とくに総合支援資金および緊急小口資金の貸付と自立相談支援事業の連携による借受人への支援強化等を中心に、生活福祉資金貸付制度の運用見直し案をとりまとめた。これを受けて、平成 27 年 3 月に生活福祉資金貸付事業の「制度要綱」、「運営要領」の一部改正が行われた。
- 生活困窮者自立支援制度の施行に向けては、家計相談支援事業が貸付あっせんの役割の一部を担うとともに、生活福祉資金借受人の家計管理力向上にもつながることが期待されるため、社協が家計相談支援事業を実施する場合の留意点や運営上のヒントをまとめた「家計相談支援事業に取り組むために（第 1 版）」を作成し、全国の社協に提供した。

＜参考＞総合支援資金等の貸付状況（平成26年4月～11月【速報値】）

※（ ）内は前年同期間比

・総合支援資金	貸付件数 2,232 件(1,348 件減)	貸付金額 8 億 2,184 万円(7 億 1,488 万円減)
・教育支援資金	貸付件数 4,856 件(93 件増)	貸付金額 35 億 2,663 万円(1 億 3,892 万円増)
・緊急小口資金	貸付件数 6,011 件(407 件減)	貸付金額 4 億 4,763 万円(3,673 万円減)

(2) 生活福祉資金事業の運営管理体制の充実支援

- 生活福祉資金貸付事務費については、国の臨時特例基金に基づく補助が本年度で終了するため、国に対して平成27年度以降の必要予算確保に向けた働きかけを進めた。その結果、とくに市区町村社協の体制整備のための費用として貸付原資の一部取崩しを認める措置等を含め、一定の財源確保が実現した。
- 都道府県社協における債権管理業務の適正化・円滑化に向けて、関係会議や研修会での説明等を通じて、周知・情報提供を行った。とくに、総合支援資金については、償還率の低下傾向が続いており（平成25年度償還率27.4%）、今後の取り組みの参考となるよう、貸付年度別に償還率を計算できるよう業務システムの改修を行った。

2. 地域における総合相談・生活支援システムの確立

(1) 市区町村社協における総合相談機能の強化

- 各社協における「社協・生活支援活動強化方針」（以下、「強化方針」）の具体化促進に向けて、とくに生活困窮者自立支援制度への対応について、社協としての取り組みの考え方や実践をまとめた事例集を作成し、周知を図った。
- また、社協活動実践研修や地域生活支援ワーカーリーダー研修会において、個別支援の方法に関する実践的な研修を行った。

(2) 町村部における自立相談支援事業のあり方検討

- 生活困窮者自立支援制度の自立相談事業は福祉事務所設置自治体の必須事業であり、福祉事務所設置のない町村においては都道府県が実施主体となることから、都道府県による町村部の自立相談支援事業の取り組みについて、広域で生活困窮者自立促進支援モデル事業に取り組む福島県、長野県、高知県、岩手県、熊本県にヒアリング調査を実施し、報告書を取りまとめた。

(3) 生活困窮者自立支援事業を担う人材の育成

- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業に従事する相談員等の養成に向けて、以下の研修事業を実施（厚労省から受託）し、計 626 名が修了した。
 - ・主任相談支援員養成研修 修了者 218 名
 - ・相談支援員養成研修 修了者 218 名
 - ・就労支援員養成研修 修了者 190 名

Ⅲ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- 福祉サービス第三者評価の一層の受審促進および実施体制の基盤強化に向け、第三者評価事業普及協議会、評価調査者指導者養成研修会を実施し、平成 26 年 4 月に改定した第三者評価事業の共通評価項目および「実践マニュアル」等の普及を図った。
- 平成 24 年度から 3 年に 1 回以上の受審が義務付けられた社会的養護関係施設の第三者評価については、本年度中の全施設受審完了に向けて、関係種別協議会等への情報提供と働きかけを進めた。
- 保育所においては、平成 27 年度から 5 年間で全施設の受審が目標とされており、平成 26 年 4 月に改定した共通基準に基づき、保育所版ガイドラインの改定に向けた検討を行い、改定案をとりまとめた。
- 都道府県運営適正化委員会の支援については、運営適正化委員会事業研究協議会を開催し、運営適正化委員会の現状と課題、福祉施設・事業所の苦情解決体制の整備や福祉サービスの質の向上に向けた支援方策等について協議した。また、平成 25 年度の運営適正化委員会事業の実績報告をとりまとめ、苦情の受付・解決の全国的な状況を明らかにした。

2. 地域における総合的な権利擁護・日常生活支援体制の構築

- 日常生活自立支援事業の平成 25 年度末の利用者数は、24 年度末に比して約 3,000 人増加して 4 万 3,632 人となった。本事業の利用者は毎年増加しており、全国的な福祉サービス利用支援の推進に不可欠なものとなっている。一方、本事業の補助金を含む国のセーフティネット支援対策等事業費の平成 27 年度予算については、生活困窮

者自立支援制度施行予算等、関係予算の編成との関係から組み替えが行われたが、厚生労働省との協議を重ね、所要額の確保を図った。

＜参考＞日常生活自立支援事業の実施状況（平成 25 年度の実績）

- ・契約件数（平成 25 年度末時点）：43,632 件（前年同月比 7.1%増）
- ・問合せ・相談件数（平成 25 年度）：1,472,472 件（前年度比 5.2%増）
- ・新規契約件数（平成 25 年度）：11,513 件（同 5.8%増）
- ・基幹的社協数：1,007 か所（同 87 か所増）
- ・専門員数：1,988 人（同 255 人増）
- ・生活支援員数：14,145 人（同 422 人増）

- また、市区町村社協が自治体と協働・連携し、日常生活自立支援事業や法人後見をはじめとする成年後見制度の取り組み等を推進することによって、地域における総合的な権利擁護体制を構築すべく、権利擁護センター等の設置などについて、マニュアルの普及を通して促進を図った（現在、法人後見を受任している、あるいは受任体制を構築している社協は 289 か所）。

3. 権利擁護・虐待防止の取り組みの推進

(1) 総合的な権利擁護システムの確立

- 地域における総合的な権利擁護体制の充実を図るべく、「精神障害のある人の権利擁護・虐待防止」をテーマに、第 10 回目となる「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催した（参加者 177 名）。
- また、虐待防止・権利擁護に取り組む実践者からの事例に加え、動向や課題、関係資料等を記載し、「権利擁護・虐待防止白書 2015」を編集し、セミナー開催日にあわせて発行した。

(2) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 児童虐待や子育てに不安をもつ家庭の発見や支援体制の一層の充実に向けて、「新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会」において、地域の子ども家庭福祉関係者の連携に基づく推進基盤の必要性やその展開方策等に関する報告書を取りまとめた。
- また、被措置児童等の虐待防止に向けては、全養協が特別委員会を設置し、防止策

等について検討し、全職員が取り組む「人権擁護のためのチェックリスト（職員版）」を作成するとともに、「被措置児童権利擁護（虐待防止）研修会」を開催した（参加者 101 名）。

(3) 高齢者・障害者に対する虐待防止・権利擁護の推進

- 障害者の権利擁護については、障害者差別解消法の基本方針策定の動向等を踏まえ、虐待や差別を生まない社会環境の実現に向け、障害者の社会生活上の課題に対する市民の一層の理解を支援するため、パンフレットの作成と普及に取り組んだ。
- また、引き続き高齢者・障害者を含む暴力被害者支援ツール「あなたの歩み」およびその活用ガイドブックの普及を図るとともに、「暴力被害者支援スキルアップ講座」を開催し、取り組みの普及・推進を図った。

IV. 地域におけるきめ細やかな福祉活動の展開

1. 地域協働による重層的な福祉活動とケア体制の構築

(1) 「社協・生活支援活動強化方針」の推進

- 「強化方針」の具体化の柱として、各地域において生活困窮者自立支援事業への積極的な取り組みを進めるべく、制度・予算に関する国の動向やモデル事業の実施状況を把握し、社会福祉協議会活動全国会議（6月12日・13日、439名参加）や地域福祉推進委員会情報誌「ノーマ社協情報」により、各社協に対する情報提供の充実に取り組んだ。
- また、平成 25 年度のモデル事業実施社協等の取り組みを踏まえ、「社会福祉協議会における「生活困窮者自立支援制度」への取り組み」（冊子）をまとめ、その普及に取り組んだ。なお、本年度は 126 の社協が自立相談支援事業のモデル事業を受託、実施しており、モデル事業を社協に委託した自治体はモデル事業を民間団体に委託した自治体の 7 割以上となった。

(2) 新たな地域支援事業等への対応

- 介護保険制度の見直しによる要支援者等に対する新たな地域支援事業に関して、地域住民による見守りや助け合い活動を含め、介護予防とともに地域福祉の視点から多

様な生活支援サービスを整備・展開するための方策について、「新地域支援構想会議」と連携して検討を行った。検討をもとに、「新地域支援構想」としてとりまとめ（平成26年6月）、助け合い活動の役割生活支援サービスの拡充に向けた課題を整理し、提案を行うとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案に対する意見書」（同年9月）を厚労省に提出し、制度設計に反映することができた。

- また、地域福祉推進委員会・介護サービス事業経営研究会幹事会において、生活支援コーディネーターや住民同士の助け合い活動団体の協働の場づくりに向けた社協の役割と当面の課題を整理し、全国会議等の場における提案、協議を進めた。あわせて、地域の住民福祉活動の拠点機能を有した民家型デイサービス等、社協の組織・活動の特性を活かした地域密着・多機能・小規模・住民参加による介護サービスを推進すべく、基本的な考え方の整理および実践事例の収集を進めた。

2. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- 「強化方針」の全国的な推進を図るとともに、社協における生活困窮者自立支援法に基づく事業への取り組み課題を整理するため、地域福祉推進委員会と連携し「推進プロジェクト委員会」を設置し、都道府県・指定都市社協における市区町村社協に対する計画的かつ効果的な支援策を検討し、事例集を作成し周知を図った。
- また、生活困窮者自立促進支援モデル事業の成果と、先駆的に取り組む社協の実践を共有すべく、「社協・生活支援活動強化方針推進セミナー」を全国3会場で開催し、353名の参加を得た。
- 社協運営の一層の適正化を図るため、研修会や関係会議において、「事務局長の出納業務に関する10のチェックリスト」を提示し、取り組みの推進を図った。

3. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

(1) 民生委員・児童委員活動の推進

- 全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）において、孤立死や子どもが被害者となる犯罪が相次ぐなか、これらの対応強化を盛り込んだ「活動強化方策」の推進について、民児協の各ブロック会議での共通協議題とするなど、全国的な取り組み促進を図った。

- 平成29年度に民生委員制度創設100周年を迎えることから、全民児連において「100周年記念事業企画推進委員会」を設置し、記念事業について検討し、①記念大会の開催、②全国一斉モニター調査の実施、③これからの民生委員・児童委員制度への提言、等を骨子とする基本計画をとりまとめた。

(2) 民生委員・児童委員の活動環境の改善に向けた取り組み推進

- 民生委員・児童委員の活動環境の改善に向けては、本年4月にとりまとめられた厚労省「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告における提言の実現に向け、全民児連においてさらなる課題整理を行い、具体的な取り組みを進めた。とくに、具体的課題の一つである活動費増額については、全民児連において12か所の単位民児協の協力を得て、年間の委員活動費および平成26年8月から10月の3か月間の活動にともなう支出の調査を実施し、平成27年度において、本調査結果をとりまとめて活動費増額への働きかけを行うこととしている。
- 平成26年4月より「民生委員・児童委員活動保険」による補償を開始し、本年度において472件の事故報告が寄せられ、順次、保険金の支払いが行われた。

<参考>平成26年度「民生委員・児童委員活動保険」事故受付状況【速報値】

①委員本人の死傷 463件	②委員本人への加害行為等 2件
③対人賠償 1件	④対物賠償 6件

4. 社協ネットワークを通じたボランティア・市民活動、地域における福祉教育の推進

- 「第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」の終了を受け、「ボランティア・市民活動支援実践研究会」等による検討結果をもとに、社協ボランティア・市民活動センターの効率的・効果的な運営、地域における社協の存在感の向上に向けた方策を提示すべく、「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方針2015」の策定に向けた検討を重ねた（平成27年度に確定）。
- 社会的孤立、社会的排除などの深刻な地域課題の解決に向けて、「社会的包摂に向けた福祉教育プログラム研究委員会」を設置し、子どもや大人への福祉教育プログラムの具体的実践について報告書を取りまとめ、全国の社協に周知し、その普及・促進を図った。

- 全国的なボランティア・市民活動関係者の交流・情報交換・相互研鑽と、開催地のボランティア・市民活動の基盤強化を目的に、平成 26 年 9 月に岐阜県岐阜市において「第 23 回全国ボランティアフェスティバルぎふ」を開催し、全国から 1,900 名の参加を得た。また、今後のボランティアフェスティバルのあり方について、実行委員会に専門部会を設置し、基本構想、実施体制等の基本事項にかかる検討を進めた。

5. 福祉分野における防災・災害救援活動の強化

- 平成 26 年 7 月の台風 11 号・12 号や 8 月の豪雨により、近畿・中国・四国地方を中心とした広い地域に大きな被害をもたらし、とくに広島県広島市の土砂災害による人的被害は甚大なものとなった（死者 74 名、負傷者 44 名）。本会では、これらの被災地における災害ボランティアセンターの設置に際し、活動状況の把握や活動体制整備にかかる調整を行った。
- これらの被災地支援活動に関して、本会「大規模災害支援活動基金」により 4 府県・1 指定都市社協に対して計 1,110 万円の助成を行った。また、地域福祉推進委員会・福祉救援活動資金により 8 府県・1 指定都市社協に対して計 260 万円を助成した。
- また、災害ボランティア活動の推進に向けて、災害ボランティアセンター運営者研修の実施（2 会場、計 229 名参加）、災害ボランティア活動支援に関わるネットワークの構築に向けた取り組みを進めた。
- 全民児連では、前年度にとりまとめた「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」（第 1 版）において示した平常時の取り組みの重要性、発災時の委員自身と家族の安全確保の重要性等について、ブロック会議等を通じて全国的な周知を図った。また、東日本大震災被災地民児協活動を支援するために、全国の民生委員・児童委員からの拠金を財源とした助成金について、第 3 年次分として総額 3,476 万円を送金するとともに、復興住宅の建設、仮設住宅の統合等の動きのなかで生じる課題等について協議すべく、岩手県において被災地民児協支援会議を厚労省の出席のもと開催した。
- 全国経営協では、福島県相双地域に所在する法人をはじめとする東日本大震災により被災した法人・施設の復旧・復興支援に向けて、介護職員の応援派遣を継続実施した（福島県 177 名、岩手県 32 名、宮城県 7 名）。

6. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」（平成 24 年度）、同「追加方針」（25 年度）の普及・促進を継続するとともに、「『都道府県社協の当面の活動方針』に関する重点事業の展開方策」についてとりまとめ、都道府県社協が各社協の構成組織とともに取り組みが求められる重点事業について、事業展開の考え方（検討の視点・ポイント）、具体的な展開方法、都道府県社協における取り組み状況等を提示した。
- 指定都市社協については、各社協から指定都市分科会報告「地域福祉活動・事業を基盤とする指定都市社協の今後の事業展開」（平成 25 年度）を踏まえた実践状況をレポートとしてとりまとめ、その共有化を図るとともに、顕在化する大都市部の福祉課題・生活課題について、指定都市等の大都市の社協が今後の事業展開を協議することを目的に「大都市の福祉問題への取り組みを考える社協セミナー」を開催した。

V. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材センターの機能強化

(1) 福祉・介護人材の確保、育成と福祉人材センター機能の強化

- 福祉人材センターにおけるマッチング機能の強化に向けて、各ブロックにおいて「求人・求職マッチング活動等に関する実践研究会議」を開催するとともに、新たに「マッチング機能強化研修」を開催し、前年度にとりまとめた「キャリア支援専門員等マッチング担当者必携ーきめ細やかな求人事業所・求職者支援の極意」を活用し、業務手順の整理や効果的なマッチング活動の共有を図った。
- 福祉人材情報システム(COOLシステム)の求職者マイページについて、各センター・バンクを通じて大学生等への普及促進を図り、平成 26 年度末の求職者マイページ登録者数は 9,776 名（前年度比 4,041 名増）、うち学生 3,055 名（31.3%）となった。
- また、潜在有資格者等の就業支援に関しては、福祉施設退職者を対象とした再就業支援に向けて、平成 26 年 4 月より福祉医療機構の退職共済事業加入者宛ての退職金支払通知書への福祉人材センターおよび「福祉のお仕事」ホームページの紹介文の掲載を始めた。

(2) 福祉人材センター・バンクの運営強化のための会議・調査等の実施

- 福祉人材センター全国連絡会議（厚労省共催）では、引き続き都道府県福祉人材センターの機能強化を支援するとともに、国の福祉人材確保対策の動向を踏まえ、全国経営協とも連携し、関係者の連携の重要性と課題について検討を行った。また、県センターから「働きやすい職場づくりの支援」をテーマに実践報告を行い、具体的な取り組みとその重要性について共有を図った。

<参考>福祉人材センターにおける求人・求職状況【平成26年度速報値】

・新規求人数	29万2,205人	(前年度比4万1,865人増)
・新規求職者数	7万612人	(同3,939人減)
・有効求人数(月平均)	6万9,852人	(同9,992人増)
・有効求職者数(月平均)	2万692人	(同679人減)
・紹介人数	1万5,623人	(同2,873人減)
・採用人数	9,607人	(同1,081人減)

- また、中高年齢層の介護分野への就業促進に向けて、「中高年齢層の介護職への就業促進に向けた調査研究」事業（社会福祉振興・試験センター助成事業）を実施し、全国経営協の参画を得て、特別養護老人ホームを運営する全国経営協会員（1,150法人）を対象としたアンケート調査およびヒアリング調査を行った（平成27年度継続）。

(3) 関係機関・団体との連携の推進

- 福祉系大学、養成施設の各団体や職能団体等との新卒者の福祉分野への就業率向上に向けた情報共有や、県センターにおけるハローワークや都道府県労働局との協力関係の強化推進を図った。
- また、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県各都県センターの協力を得て、国際福祉機器展（H.C.R.2014）に出展し、福祉人材センターの広報・周知、「求職者マイページ」の普及促進を図った。

2. 福祉・介護人材の確保および定着に向けた関係者の連携の推進

- 厚労省「福祉人材確保対策検討会」ならびに社会保障審議会福祉部会「福祉人材確保専門委員会」に種別協議会役員等の参画を通じて、意見表明を行った。また、深刻化する福祉・介護人材の確保、定着に向けた対応策の一つとして、社会福祉法人・福祉施設、社協における働きやすく、やりがいの感じられる職場づくりを進めるため、本会構成組織や各県福祉人材センター等と連携し、本会・政策委員会が前年度とりまとめた「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領」の普及を図るとともに、実践事例を公募し、ホームページにて紹介した。

3. 研修事業の充実等による人材育成の推進

(1) 「キャリアパス対応福祉職員生涯研修課程」の推進

- 都道府県・指定都市社協等（研修実施機関）への働きかけによる本課程の実施促進とともに、『月刊福祉』への年間連載による広報活動を行うなど、普及・定着に向けた取り組みを推進した。また、本課程の指導者養成研修、旧課程指導者のフォローアップ研修、指導者研修修了者向けの「セカンド研修」を実施し、これらの研修を修了した指導者は累計で 399 名となった（本課程の実施箇所は 27 都道府県・市）。

(2) 社会福祉士養成通信課程の充実

- 平成 26 年 4 月より新たに短期養成課程を開講し、319 名の受講者を得て、全国 3 会場（16 クラス）で面接授業を実施した（修了者 304 名）。
- また、本課程修了者の合格率の向上に向けて、各会場において試験対策講座を開催するとともに、平成 26 年 12 月には「国家試験直前合宿」を実施し、短期養成課程修了者の合格率は 28.8% となり、全国平均を上回る結果となった。

(3) 介護福祉士の「実務者研修」の実施準備

- 介護福祉士資格取得方法の見直しに対応した課程を新設すべく、平成 28 年度からの都道府県・指定都市社協との連携による実施体制の構築、テキスト編纂等、必要な準備を進めた。

(4) 社協職員の養成・研修の推進

- 「社協活動実践研修」や「地域生活支援ワーカー（地域福祉コーディネーター）・リーダー研修」の開催により、社協活動の実践の中核を担う基幹職員に必要な知識や手法を習得するための研修を実施するとともに、中堅職員研修、管理職員研修による階層別の研修を実施し、社協職員の質の向上に向けた取り組みを進めた。

(5) 「福祉施設長資格」の再構築に向けた取り組み

- 「福祉施設長のあり方に関する検討会」（委員長：潮谷義子氏）を設置し、各種別協議会の参画を得て、めざす福祉施設長像（人材イメージ）をもとに、これからの福祉施設長がもつべき姿勢や態度、役割・業務を検討し、報告書を取りまとめ、福祉施設長資格・研修のあり方を今後の検討課題として整理した。また、本報告書を『全社協ブックレット』として刊行し、各種別協議会での活用、中央福祉学院における各研修事業への反映につなげた。

(6) 中央福祉学院研修事業の充実

- 受託研修事業（5 課程 7 コース）、独自研修（12 課程 17 コース）を実施し、あわせて 10,421 名の福祉関係者が受講し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を推進した。

VI. 国際協力、出版・広報事業の充実、本会経営管理体制の強化

1. 国際協力および国際社会福祉の連絡調整

(1) アジア社会福祉従事者研修ならびに修了生支援会員事業等の推進

- 第 31 期「アジア社会福祉従事者研修」では、5 か国の 5 名の研修生が 11 か月の研修を修了した。これにより事業開始から第 31 期までの修了生は、8 か国の 143 名となった。日本語教育や施設研修等を通して、日本の社会福祉の実情や知識・技術等を学ぶとともに、アジア各国の研修生とわが国の社会福祉関係者との関係性が深まり、人的、組織的な関係構築に資するものとなった。
- また、平成 26 年 9 月に「第 6 回アジア社会福祉セミナー」を開催し、本研修修了生を招へいし、わが国の関係者とともに各国の福祉事情等に関する情報交換と交流を行った。本セミナーは、アジア各国の修了生とわが国の福祉関係者との間のネットワークの強化、拡大を目的に、5 年に 1 度実施しており、今回は 7 か国から 54 名の修了生とわが国の関係者 84 名の参加のもと開催した。
- アジア研修修了生の活動支援を目的とする「修了生福祉活動支援会員事業」(アジア・フレンドシップ・ファンズ/以下、「AFF」)の会員の募集を行った。本年度は 54 名から 94 万円の支援会費が寄せられた。
本年度の修了生助成事業は、支援会費と助成団体からの助成金を財源として、6 か国 13 事業に対し総額 300 万円の助成を実施した。

(2) フィリピン台風福祉支援活動の実施

- 平成 25 年に発生したフィリピン中部を襲った台風 30 号の被災者支援に向けて、全国の社会福祉関係者から寄せられた 9,200 万円をもとに、フィリピン国内および日本の民間福祉団体等が行う生活支援、復興支援活動に対する助成を行うべく、「フィリピン台風福祉支援委員会」を設置し、現地連絡員（アジア研修修了生）による現地調査を踏まえ、助成方針、助成先、助成金額等について検討した。
検討の結果、本年度は、7 団体に対し総額 4,600 万円の助成を決定し、平成 28 年度までの 3 か年をめどに助成を継続することを確認した。

2. 出版事業・広報活動の充実、強化

(1) 出版事業の充実、販売促進の強化

- 関係者に対する福祉・介護等の最新情報の提供や社会福祉援助のスキルアップに資するべく、月刊4雑誌の企画内容の充実とともに、実務・実践に役立つ参考図書の刊行を通じた現場実践の支援を行った。平成26年度においては、新規企画図書13点、改訂図書20点、行政関係図書1点、年度版図書等10点、月刊4雑誌・増刊号52点および重版図書15点の計111点の図書・雑誌を刊行した。
- 種別協議会への組織普及のため、大会・研修会等でチラシを配布するとともに、全国経営協の会報に広告を掲載し、月刊雑誌の販売促進に取り組んだ。また、『社会福祉学習双書』、『新・保育士養成講座』等の社会福祉士養成施設、福祉系大学、保育士養成施設等でのテキスト採用に向けて、各団体等を訪問して働きかけ、宣伝普及を図った。

(2) 広報活動の充実・強化

- 本会構成組織、関係団体、報道関係者および市民に対する情報提供を目的に、「全社協 ActionReport (アクションレポート)」を月2回・臨時2回の計26号発行し、本会事業や政策動向への要望等について広く発信した。
- また、前年度に引き続き、社協や福祉施設等の活動に関するPRの強化に向けて映像レポートを製作し、本年度においては「福祉現場の実践者が語る7voices」と題して、ホームページへの掲載等を通じて、福祉人材に求められる理念と実践について、広く国民に向けた情報発信を行った。
- 本会および関係団体の広報、市民に対する社会福祉の実践紹介および情報提供を目的に、「全社協ホームページ」を公開し、毎月2回の定期更新および臨時更新により内容の充実を図った。本年度の年間アクセス件数は231万件に達し、前年度比で11.0%増となった。本年度は、とくに「生活福祉資金について」、「社会福祉協議会とは」に対するアクセスが多く、関係者への情報ツールであるとともに、広く国民・利用者への広報ツールとして大きな役割を果たしている。

3. 安定経営の確保

(1) 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所等と協力しつつ、良質なビル環境の維持、必要な設備更新を行うとともに、入居テナントとの契約維持、賃料水準の確保に努めた。
とくに、大規模災害発生時の対応について、テナントの安全確保とともに、ビルの付加価値の向上に向けた具体的な対応策について検討を進め、非常用発電機の増強、

断水・下水道不通対策、エレベータの耐震機能の強化を内容とした設備更新（総額約 19 億円、本会負担額約 12 億円）に向けた工事を 2 か年にわたり実施することとした。

(2) 中央福祉学院・ロフォス湘南の利用促進、運営管理体制の改善

- 種別協議会等に対して、ロフォス湘南での研修等の開催を働きかけるなど、研修施設の利用の促進および宿泊施設の稼働率の確保を図った。
施設・設備の管理については、今後の施設・設備の改修・更新を計画的に実施すべく、将来見通しの分析等、必要な検討を進めた。
- 施設の稼働については、研修棟・宿泊棟ともに利用実績の維持・改善に向け、研修内容の一層の充実およびサービスの向上とともに、関係部・所の連携の一層の強化を図り、利用促進を図ることとしている。

4. 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の運営

- 基金の安定運営のため、掛金の収納、給付金支給等の処理を的確に進めるとともに、資金運用状況等について、「基金ニュース」を毎月発行し、全加入団体に対する情報提供を行った。平成 27 年 2 月末時点の要支給額 1,011.7 億円に対し、積立額は 1,299.2 億円となっており、充足率は 128.4%となった。
- また、平成 26 年度は、3 年に一度の給付率算定の根拠となる定期再計算の実施年度にあたり、財政分析に基づく平成 27～29 年度における給付率の調整について、本基金運営委員会において検討を行った。その結果、将来にわたる安定運営と世代間の公平な給付の実現を図るべく、24 年度に実施した 4.3%の給付率削減を回復させることとした。

5. 本会情報システムの管理体制強化

- 各部・所のコンピュータ担当者による会議を開催し、本会情報システムの管理・運用の方針および規定に則った業務の定着化を図るとともに、情報システムの効率的・効果的な運用のあり方について協議した。協議の結果から今後の情報システムに関する取り組み課題を抽出し、順次その対応を図ることとした。
- IT コンサルタントならびに情報システム運用管理委託会社との定期的な協議のもと、運用状況の確認や改善に向けた取り組み課題、今後の方針等を整理し、上記のコンピュータ担当者会議に反映させた。業務システム（情報システム）の開発に際しては、IT コンサルタントの関与のもと、円滑な開発業務の遂行に向けて、必要な支援を行った。また、各部・所において情報システムの適正な管理運用の定着が図られるよう、内部監査において運用状況の監査を実施した。

6. 大規模災害等に備えた本会としての態勢整備

- 本会「業務継続計画（BCP）」に基づく緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、職員参集計画に定める参集対象者による初動シミュレーション、安否確認システムの運用・操作訓練等を実施し、緊急時の対応に必要な体制や環境の整備を進めた。

7. 適正な業務執行体制の確立

- 監査法人による会計監査（外部監査）を依頼し、会計の適正性および法人運営の透明性の維持および確保を図るとともに、事業執行に係る諸手続きの一層の適正化を目的に内部監査を行った。
- 監事監査、外部監査および内部監査の連携による監査体制の充実を図るべく、期末の監事監査に加えて期中に2回の監事会を開催し、本会監事に対し、外部監査および内部監査の実施方針の説明および進捗状況の報告を行った。

VII. 東日本大震災被災地支援活動の継続

1. 被災地民児協への支援の継続

- 全民児連においては、平成24年に全国の民生委員・児童委員から寄せられた拠金を財源に、岩手県・宮城県・福島県および仙台市の民児協に対し、平成26年4月に第3年次（最終年）の助成金として総額3,476万円余を送金した（再掲）。
- また、本年6月から7月にかけて、全民児連正副会長が上記3県1市を順次訪問し、沿岸部市町民児協関係者との懇談等を通じて、被災者やその支援にあたる民生委員の活動上の課題の把握を行った。

2. 被災地の社会福祉法人・福祉施設の復旧・復興支援

- 全国経営協においては会員法人の協力のもと、東日本大震災被災地の社会福祉法人に対する介護職員の応援を継続し、被災地域の福祉サービスの確保を支援した。

<参考> 3県に対する応援職員派遣実績

岩手県 32名（21法人） ・ 宮城県 7名（4法人） ・ 福島県 177名（116法人）

※宮城県内1法人への応援は26年7月末、岩手県内1法人への応援は同9月末、

福島県相双地域の法人への応援は27年3月末をもって、それぞれ終了した。

- また、被災者および被災地事業所の求人・求職活動への支援としては、中央福祉人材センター「福祉のお仕事」ホームページにおける情報提供に継続して取り組んでいる。

- 全国保育士会は、平成 23 年度に実施した「東日本大震災被災地保育士会支援募金（通称：スカンポ募金）」を再開した。

3. 被災地社協活動の支援

- 被災地の市区町村社協では 500 名を超える生活支援相談員が、仮設住宅や自宅で生活する人びとの見守りや相談に取り組んでおり、その活動を含む各市区町村社協の活動上の課題や支援に関する情報共有の場として、岩手県・宮城県・福島県の 3 県社協による会議を開催した。